

## 令和2年度島根県国民健康保険特別会計の決算概要について

## 1 令和2年度県国保特会の決算概要

- 歳入は約676億円、歳出は約640億円となり、繰越金が約36億円となった。
- 繰越金のなかには定率国庫補助金の返還金が約12億円程度含まれているが、実績報告にあわせて金額を精査中。

(単位：百万円)

歳入	歳出	差引（繰越金）
67,678	64,062	3,616

参考：国庫補助金返還予定額 1,214百万円  
繰越金 - 返還予定額 = 2,402百万円

## 【歳入・歳出クロス表】

(単位：百万円)

歳出 \ 歳入	合計	市町村 納付金	国庫負担金 国庫補助金	前期高齢者 交付金	共同事業 交付金	一般会計 繰入金 (県繰入金)	基金繰入金 (基金取崩)	繰越金	その他
		67,678	17,692	17,841	26,942	70	3,414	0	1,476
保険給付費等交付金（普通交付金）	51,117	10,660	10,758	26,942	70	1,840		831	16
保険給付費等交付金（特別交付金）	2,170		1,442			729			
後期高齢者支援金	7,475	3,634	3,244			598			
前期高齢者納付金	14	14							
介護納付金	2,453	1,196	1,074			183			
特別高額医療費共同事業拠出金	67	38	28						
財政安定化基金事業費									
諸支出金	675					3		445	227
その他	91		29			61			
歳出計	64,062	15,542	16,575	26,942	70	3,414	0	1,276	243

## 【療養の給付費等の推移】

## (1) 一人あたり医療費の推移

	H29	H30	R1	R2	H30/H29	R1/H30	R2/R1
療養の給付費等（百万円）	60,564	60,463	60,843	59,467	99.8%	100.6%	97.7%
被保険者数（人）	136,117	129,912	126,631	125,817	97.6%	97.5%	99.4%
一人あたり（円）	454,967	465,411	480,472	472,647	102.3%	103.2%	98.4%

※療養の給付費等：事業年報（C表）から抜粋（R2年度の数値については現在精査中であり、今後変更があり得る）

※被保険者数：各年度の3月末現在（月報A表）

## (2) R2年度納付金算定時と実績の比較

	納付金算定時	実績	差引	率
療養の給付費等（百万円）	61,350	59,467	-1,883	96.9%
被保険者数（人）	125,585	125,817	232	100.2%
一人あたり（円）	488,515	472,647	-15,868	96.8%

(参考) 令和2年度納付金額算定時との比較

①歳出

納付金算定時の見込みと比較して、保険給付費1,238百万円が主な誤差となっている。

単位：百万円

	納付金算定時	決算値	増減
保険給付費	52,355	51,117	△1,238 (△2.4%)
後期高齢者支援金等	7,516	7,476	△40 (△0.5%)
介護納付金	2,451	2,453	+2 (+0.1%)
納付金算定上の歳出計 (A)	62,524	61,126	△1,399 (△2.2%)

②歳入

国庫支出金952百万円が主な誤差となっている。

単位：百万円

	納付金算定時	決算値	増減
国庫支出金	15,232	16,184	+952 (+6.3%)
前期高齢者交付金	26,904	26,942	+38 (+0.1%)
繰入金	2,696	2,622	△74 (△2.7%)
納付金算定上の歳入計 (B)	44,833	45,748	+916 (+2.0%)

③収支

令和2年度の納付金算定時と決算値の差は2,314百万円となった。(令和3年度に返還予定の国庫返還金1,214百万円を含む)

単位：百万円

	納付金算定時	決算値	増減
差し引き (A - B)	17,692	15,378	△2,314 (△13.1%)

# 島根県国保特別会計の決算剰余金の取扱いについて（令和2年度決算）

## 1 基本方針について【令和2年度決定】

- (1) 翌年度（R4年度）の納付金算定時に考慮するのは、確定した前年度（R2年度）の決算剰余金を対象とする
- (2) 当年度（R3年度）の不測の支出（納付金算定時に見込まなかった支出）に対応するため、「予備費」として県の特別会計に留保することとし、前年度（R2年度）決算剰余金をもって充てる
- (3) 前期高齢者交付金の大きな年度間変動に対応するため、基金積み立てを目指す。

ただし、①当年度（R3年度）の保険給付費等交付金（普通交付金）の財源が不足する場合、

②翌年度（R4年度）の納付金が大幅に増加することが見込まれる場合は、

基金積み立てを行わず、これらの財源に充てることとする。

### 年度間変動に対応するための基金積立金の目安 4億円

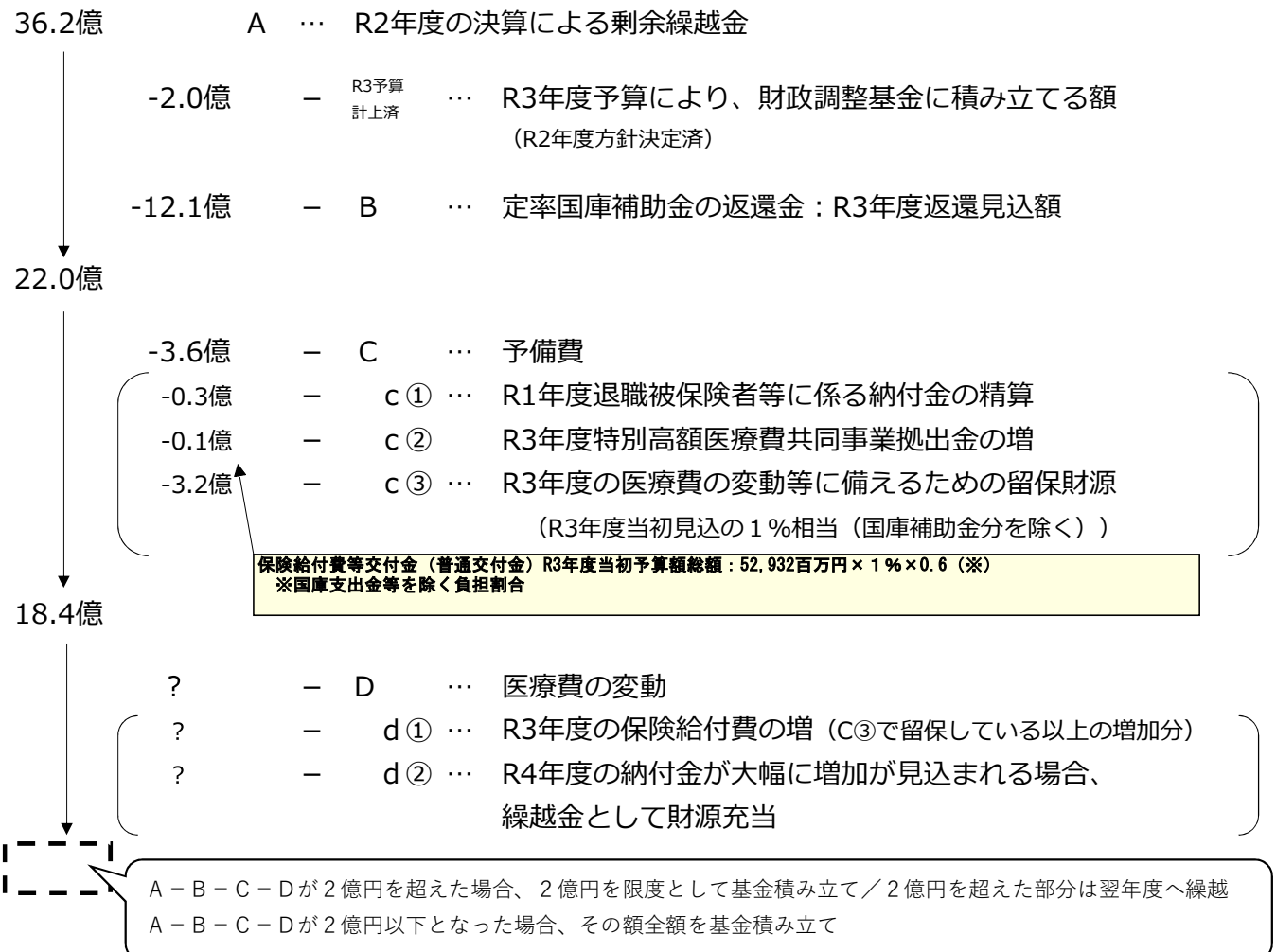
- ・一人あたり前期高齢者交付金額の推移をみると、過去に最大で約5千円分の交付減が生じており、納付金を引き上げる要因となっている
- ・今後同等の減少が見込まれた場合、年度間で納付金を平準化させるためには総額で4億円の財源確保が必要となる。

【4億円の積算根拠】 5千円×127千人（県全体の被保険者数）×0.6（※）=381百万円→約4億円

※ 国庫支出金等を除く負担割合

## 2 令和2年度決算剰余金の取扱い

※計数のうち幾つかは現時点での見込みであることに留意



注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているため、端数において一致しないものがある。